

倉吉市被災者住宅再建等支援金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 18 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第29号
倉吉市被災者住宅再建等支援金の交付に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市被災者住宅再建等支援金の交付に関する条例（平成13年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第3条、第4条関係）					別表（第3条、第4条関係）				
1 対象事業	2 実施期間	3 対象者	4 申請期間	5 交付額	1 対象事業	2 実施期間	3 対象者	4 申請期間	5 交付額
略					略				
(8) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号） <u>第4条第1項第7号</u> の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）	(8) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号） <u>第4条第1項第6号</u> の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
略					略				
備考 略					備考 略				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。